

## 筑紫野市自治公民館連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、筑紫野市自治公民館連絡協議会（以下「自公連」という。）と称する。

### (目的)

第2条 自公連は、筑紫野市内の自治公民館活動を充実させ、生涯学習の振興を図り、地域コミュニティの推進に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 自公連は、各地区コミュニティより選出された自治公民館の館長及び主事によって構成する。

### (事務局)

第4条 自公連は、事務局を筑紫野市生涯学習センター内に置く。

### (事業)

第5条 自公連は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治公民館の連携
- (2) 自治公民館及びコミュニティ運営協議会（以下「コミ協」という。）の研修
- (3) 市教育委員会が実施する事業への参加協力
- (4) 各種社会教育関係団体との連携
- (5) 自公連が主催する事業
- (6) 地域コミュニティの活性化に資する事業の推進
- (7) その他目的達成に必要な事項

### (理事)

第6条 自公連に理事を置き、その定数は14名とする。

- 2 理事は、各自治公民館の館長、主事の中から各地区館長代表1名、主事代表1名を互選により選出する。理事の定数は別表1に定める。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を審議運営する。

### (役員)

第7条 自公連に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 会計1名
- (4) 事務局長1名

### (役員を選出)

第8条 役員は理事の中から選出し、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、互選により選出する。
- (2) 会計と事務局長は、会長が選任する。
- (3) 役員は、各地区から1名を選出する。

(会計監査委員)

第9条 自公連に会計監査委員2名を置く。

- 2 会計監査委員は、理事以外の館長、主事の中から理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- 3 会計監査委員は、会計を監査する。

(参与)

第10条 自公連に参与を置く。

- 2 参与は、生涯学習課長及びコミュニティセンター館長をもって充てる。
- 3 参与は、自公連の指導助言にあたる。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自公連を代表し、会務を統括管理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
  - (3) 役員は、自公連の事業計画立案に参画すると共に、理事会での決定事項の伝達及び各地区での意見収集にあたる。
  - (4) 会計は、自公連の会計事務にあたる。
  - (5) 事務局長は、自公連の庶務を総括する。
- 2 会長は、必要に応じて諮問委員会を設置することができる。

(役員等の任期)

第12条 役員、会計監査委員の任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。なお、後任役員決定まで引き続き、その任に当たらなければならない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 自公連の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会

(総会)

第14条 総会は、各自治公民館の館長、主事で構成し、次の事項を審議承認する。

- (1) 規約の改廃
  - (2) 自公連役員の承認
  - (3) 前年度の事業、決算及び本年度の事業、予算
  - (4) その他
- 2 会長は、会長が必要と認めたととき、又は館長、主事の3分の2以上からの請求があったときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、総会出席者の中から選出するものとする。
- 4 総会は、館長、主事の過半数の出席で成立し、総会の議事は出席者の過半数をもって議決する。なお、館長、主事は委任状の提出をもって出席に変えることができる。

(理事会)

第15条 理事会は、理事で構成し、第5条の事業のほか、次のことを審議執行する。

- (1) 自公連の事業の審議執行

- (2) 会長、副会長の選出
- (3) 会計監査委員の推薦
- (4) 補欠役員の承認
- (5) その他自公連の目的達成に必要と認めた事項

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長で構成し、理事会提案事項の決定及び緊急事項の処理を行う。

(会議の議決)

第17条 自公連の会議は、半数以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は過半数をもって議決する。

(役員等の報酬)

第18条 会長、副会長、会計、事務局長及び会計監査委員に報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表2に定めるものとする。

(経費)

第19条 自公連の経費は、各コミ協からの負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 自公連の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第21条 この規約に定めのないものは、別に定める。

附則

この規約は、昭和46年6月4日から施行する。

(昭和49年5月26日一部改正)

(昭和50年7月 7日一部改正)

(昭和51年4月 1日一部改正)

(昭和54年4月 1日一部改正)

(昭和56年5月30日一部改正)

(昭和57年5月30日一部改正)

(昭和62年8月30日一部改正)

(平成2年5月13日一部改正)

(平成6年5月14日一部改正)

(平成11年5月8日一部改正)

(平成12年5月20日一部改正)

(平成13年5月19日一部改正)

(平成15年5月17日一部改正)

(平成23年5月14日一部改正)

(平成27年5月16日一部改正)

(平成30年5月12日一部改正)

附則

この規約は、平成30年5月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別表1)

地区名 (コミュニティ)	定 数	行政区名
二日市	館長代表1名 主事代表1名	杉塚・塔原・六反・本町・入舟・宮田町・京町・曙町・ 松ヶ浦・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大門・大坪・湯 町・武蔵・上古賀・天拝坂
二日市東	館長代表1名 主事代表1名	紫・天神・東町・旭町・東新町・紫ヶ丘・俗明院・石崎・ 針摺・針摺東・若葉団地・中原団地・朝倉街道団地
山口	館長代表1名 主事代表1名	平等寺・山口・萩原・古賀・立明寺・むさしヶ丘
御笠	館長代表1名 主事代表1名	柚須原・香園・本道寺・大石・原・宮の森・ゴルフ場団 地・みかさ台・西吉木・東吉木・上阿志岐東・上阿志岐 西・中阿志岐・下阿志岐・天山・牛島
山家	館長代表1名 主事代表1名	山家1区・山家2区・山家3区・山家中央区・山家6区・ 山家7区・山家8区・山家9区
筑紫	館長代表1名 主事代表1名	城山・筑紫・筑紫駅前通・若江・下見一・美咲・岡田・諸 田・常松・永岡・桜台
筑紫南	館長代表1名 主事代表1名	原田・隈・西小田・光が丘・馬市・美しが丘北・美しが丘 南

(別表2)

役 員 等	報 酬 費 (円/年)
会長	25,000
副会長	20,000
会計	20,000
事務局長	25,000
会計監査委員	2,500